

平成26年6月9日
防 衛 省

標準的な官職を定める省令等の案に対する意見募集の結果等について

1. 意見募集の結果及び省令等の制定

自衛隊法の一部改正を含む国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）の施行に伴い、能力・実績主義に基づく人事管理制度が導入されることから、標準的な官職を定めるために「標準的な官職を定める省令」を、これにより定められる標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力である標準職務遂行能力を定めるために「自衛官以外の隊員に係る標準職務遂行能力に関する訓令」を、各々制定するとともに、関係規定の改正を行いました。

本件については、平成26年4月23日（水）から同年5月22日（木）までの間、広く国民の皆様からの御意見を募集しましたところ、本件に関する御意見はございませんでした。

なお、「標準的な官職を定める省令」及び「自衛官以外の隊員に係る標準職務遂行能力に関する訓令」については、部局又は機関等における職制上の段階をより明確に規定する等のため、別紙のとおり技術的な修正を加えております。

2. 意見公募を実施せずに改正した部分とその理由

また、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令による自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）の一部改正のうち、目次の改正、第3章各節の節番号の繰下げ及び同章第1節の新設は第15条の3の新設に伴うものであり、第23条第4項の第3項への繰り上げは同条第3項の削除に伴うものであり、附則第11項の削除及び別表第6の2の別表第6への繰り上げは別表第6の削除に伴うものであり、いずれも他の法令の改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であることから、第32条の改正は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号。以下「一部改正法」という。）による自衛隊法（昭和29年法律第165号）の改正により「人事評価」制度が導入されたことに伴い当該用語を使用することとした用語の整理であることから、いずれも行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため意見公募を実施しませんでした。

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令（以下「整備訓令」という。）による隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第6条の4第2項の第1項への繰り上げは同条第1項の

削除に伴うものであり、他の法令の改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であることから、整備訓令による元自衛官の再任用に関する訓令（昭和 36 年防衛庁訓令第 59 号）第 1 条、自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 156 号）第 5 条第 1 項及び防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成 26 年防衛省訓令第 4 号）第 6 条第 1 項の改正は、一部改正法による自衛隊法の改正により「人事評価」制度が導入されたことに伴い当該用語を使用することとした用語の整理であることから、整備訓令による事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成 24 年防衛省訓令第 5 号）の一部改正のうち、第 4 条第 2 項の第 3 項への繰り下げは同条第 2 項の新設に伴うものであり、第 10 条の第 11 条への繰り下げは第 9 条の新設に伴うものであり、第 43 条の第 44 条への繰り下げは第 41 条の新設に伴うものであり、いずれも他の法令の改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であることから、第 4 条第 1 項の改正は本項各号の官職への試験による採用が自衛隊法施行規則第 21 条第 2 項ただし書の規定に基づくものと同一であることを明確化したにすぎず、第 4 条第 2 項の新設は従前の第 1 項の規定の一部を技術的観点から切りだしたにすぎず、第 4 条第 3 項、第 11 条、第 44 条及び別表第 2「対象となる官職」欄の改正についても実質的に内容の変更をもたらさない技術的なものであり、いずれも用語の整理であることから、従前の第 11 条の削除は人事院規則 8－18 第 3 条第 3 項の削除に伴い第 9 条として同趣旨の規定を新設したからであり、別表第 1「官職」欄の改正のうち句点以降の改正は人事院規則 8－18 第 3 条第 2 項の削除に伴い同趣旨の規定である国家公務員法第 45 条の 2 の規定に沿った規定にするものであり、同表「国家公務員採用試験」欄の改正は人事院規則 8－18 第 3 条の条項の移動に伴うものであり、別表第 3 の改正は引用している「学校教育法」が初出ではなくなることに伴う法律年号の削除であり、いずれも他の法令の改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であることから、全て行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため意見公募を実施しませんでした。

今後とも防衛省に御協力いただけますよう、よろしくご願ひ申し上げます。

問い合わせ先

住 所：〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町 5-1

防衛省人事教育局人事計画・補任課

電話番号：(代表) 03-3268-3111 内線 20752

F A X：03-5229-2137

該当箇所	パブリックコメント掲載案からの修正内容	修正理由
職務の種類1 方面総監部等	標準的な官職「室長」の標準職務遂行能力のうち、②実施計画の立案において「管轄する組織」の前に「方面総監等の」を追加。	表現をより正確にするため。
職務の種類1 地方総監部	標準的な官職「課長」の標準職務遂行能力のうち、②実施計画の立案において「管轄する組織」の前に「地方総監の」を追加。	表現をより正確にするため。
職務の種類1 航空総隊司令部等	標準的な官職「課長」の標準職務遂行能力のうち、②実施計画の立案において「管轄する組織」の前に「航空総隊司令部等の」を追加。	表現をより正確にするため。
職務の種類2 内部部局	標準的な官職「評価官」を「班長」とし、標準的な官職の「班長」及び「班長」の標準職務遂行能力を削除。	案文の審査過程において職制上の段階を見直したため。
職務の種類2 航空医学実験隊	標準的な官職「研究企画官」及び「研究企画官」の標準職務遂行能力を削除。	案文の審査過程において職制上の段階を見直したため。
職務の種類2 技術研究本部 (内部部局)	標準的な官職「調整官」を「主任研究官」と修正。	案文の審査過程において標準的な官職の名称を見直したため。
職務の種類2 技術研究本部 (研究所)	標準的な官職「研究企画官」及び「研究企画官」の標準職務遂行能力を削除。	案文の審査過程において職制上の段階を見直したため。
職務の種類3 防衛大学校	標準的な官職「教授」、「准教授」及び「助教」並びにこれらの標準職務遂行能力を削除し、標準的な官職「講師」を「准教授」と修正。	案文の審査過程において職制上の段階を見直したため。
職務の種類3 防衛医科大学校	標準的な官職「部長」、及び「助教」並びにこれらの標準職務遂行能力を削除し、標準的な官職「教授」を「部長」と、「准教授」を「副部長」と修正。 また、「准教授」の標準職務遂行能力のうち、③判断において「所管する事案について」を「部長を助ける者として」とし、④調整において「関係者と」の前に「部長を助け」を追加。	案文の審査過程において職制上の段階を見直し、標準的な官職を「准教授」から「副部長」へと修正したことに合わせて標準職務遂行能力を修正したため。
職務の種類3 陸上自衛隊高等 工科学学校	標準的な官職「副校長」の標準職務遂行能力のうち②構想において「業務運営」を「研修・教育カリキュラム」と修正。	副校長の標準職務遂行能力をより適切に表現するため。
職務の種類11 全て	部局又は機関等を「全て」から「内部部局」へ修正。	現時点では「内部部局」のみが該当するため